

東日本大震災津波に伴う原則的な地域要件の特例に関する取扱い

〔平成 24 年 10 月 3 日〕
〔総務第 171 号〕

県営建設工事の条件付一般競争入札において入札者数が沿岸地区全体で減少していることから、入札の適正な競争環境の確保及び入札不調対策として原則的な地域要件の特例を設ける。

1 対象工事

設計額 1 億円未満で工事場所が沿岸地区（沿岸広域振興局及び県北広域振興局（本局）の所管区域）の工事

2 原則的な地域要件の特例

入札参加資格における原則的な地域要件は、現行基準に基づく地域に内陸地域を追加し以下のとおりとする。（**斜体太字**が特例として追加する地域）

区分	設計額 (現行基準)	工事場所			
		大船渡	釜石	宮古	久慈
原則的な地域要件 (特例)	2千5百万円未満 (工事場所振興局)	大船渡 県南本局、一関	釜石 花巻、北上	宮古 盛岡	久慈 二戸
	2千5百万円以上 5千万円未満 (工事場所振興局 +隣接2振興局)	大船渡 県南本局、釜石 花巻、北上、一関	釜石 大船渡、宮古 花巻、北上	宮古 釜石、久慈 盛岡、二戸	久慈 宮古、二戸
	5千万円以上 1億円未満 (工事場所振興局 +隣接全振興局)	大船渡 県南本局、釜石 花巻、一関 北上	釜石 大船渡、宮古 花巻 北上	宮古 釜石、久慈 盛岡、花巻 二戸	久慈 宮古、二戸 盛岡

※ 本特例はあくまでも「原則的な地域要件」であり、この地域要件では入札が不調となるおそれがある場合は、「東日本大震災津波に伴う入札業務の特例について（平成 24 年 2 月 16 日付け総務第 263 号通知）」2 (1)イ②なお書きに基づき、より広範囲の地域要件を設定することができる。（「不調となるおそれ」は直前の入札実績等で判断）

3 適用時期

平成 24 年 10 月 15 日以降に公告を行う工事から適用する。